

専決処分について（（仮称）立川市砂川学習館・地域コミュニティ機能複
合施設建替え工事（電気設備）請負変更契約）

上記の議案を提出する。

令和 7 年 11 月 28 日

提出者 立川市長 酒 井 大 史

理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定及び立川市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和38年立川市条例第68号）第2条の規定による。

専決処分書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定に基づき、次を別紙のとおり専決処分する。

（仮称）立川市砂川学習館・地域コミュニティ機能複合施設建替え工事（電気設備）請負変更契約

令和 7 年 10 月 31 日

立川市長 酒 井 大 史

（仮称）立川市砂川学習館・地域コミュニティ機能複合施設建替え工事
（電気設備）請負変更契約

（仮称）立川市砂川学習館・地域コミュニティ機能複合施設建替え工事（電気設備）請負契約（令和５年１０月３１日議決、立川市議案第１０２号）を次のとおり変更し、契約を締結する。

記

１ 工 期 限 令和８年１月３０日

(参 考)

(仮称) 立川市砂川学習館・地域コミュニティ機能複合施設建替え工事（電気設備）請負変更契約

変更対照表

区 分	新 契 約	変更契約（令和7年9月29日議決、立川市議案第100号）	変更契約（令和7年6月26日議決、立川市議案第67号）	変更契約（令和6年12月23日議決、立川市議案第121号）	当 初 契 約
契約の名称	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	(仮称) 立川市砂川学習館・地域コミュニティ機能複合施設建替え工事（電気設備）請負契約
契約の方法	変更なし	変更なし	変更なし	随意契約	電子による条件付き一般競争入札
契約の金額	変更なし	変更なし	154,704,000円	145,090,000円	141,680,000円
契 約 の 相 手 方	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	立川市曙町3丁目41番10号 株式会社ジェイテック 代表取締役 安 部 敏 行
工 期 限	令和8年1月30日	令和7年10月31日	変更なし	令和7年9月30日	令和7年2月17日
内 容	変更なし	変更なし	変更なし	変更なし	(1) 新築施設概要 ア 学習館等複合施設 延床面積 1,127.29 平方メートル、鉄骨造、2階 建て イ 駐車場 延床面積 12.30 平方メートル、鉄骨造、1階建て (2) 主要工種 ア 電気設備工事 一式 イ その他工事 一式

(参考)

(仮称) 立川市砂川学習館・地域コミュニティ機能複合施設建替え工事（電気設備）



案 内 図